

○八女西部広域事務組合八女西部清掃工場のごみ処理手数料条例施行規則

(令和2年3月17日 規則第1号)

改正 令和6年8月20日規則第2号

八女西部広域事務組合八女西部清掃工場のごみ処理手数料条例施行規則（昭和51年規則第1号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、八女西部広域事務組合八女西部清掃工場のごみ処理手数料条例（昭和49年条例第21号）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(廃棄物の種類)

第2条 八女西部広域事務組合八女西部清掃工場（以下「八女西部清掃工場」という。）で処理する廃棄物は、次の一般廃棄物とする。ただし、特別の事情があると組合長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ
- (2) 不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ
- (3) 資源ごみ

(ごみ処理手数料の徴収方法)

第3条 ごみ処理手数料（以下「手数料」という。）は、搬入の都度徴収する。

ただし、特別の事情があると組合長が認めるときは、これ以外の方法で徴収することができる。

(手数料の減免)

第4条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、手数料を減額又は免除することができる。

- (1) 区域内の住民が火災等の災害を被った場合
- (2) 排出者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合
- (3) 清掃奉仕活動を行い、構成する市町（以下「市町」という。）の指定する方法で持ち込む場合
- (4) その他組合長が認める場合

2 前項第1号又は2号の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとするものは、廃棄物処理手数料減免申請書（様式第1号）により組合長に申請しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。